

狭山市水富地域包括支援センター委託法人募集要項

1 募集の趣旨

本市では、第7期狭山市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（平成30年度～令和2年度）に基づき、地域における介護予防ケアマネジメントや高齢者の包括的・継続的マネジメントの一層の充実・強化を図るため、水富地区に地域包括支援センターを1箇所増設します。

これに伴い、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第1項に規定する包括的支援事業、及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第140条の64に規定する事業にかかる業務等を委託するにあたり、運営を受託する事業者を募集します。

2 委託期間

この公募により選定された事業者は「委託候補事業者」となり、開設・運営に係る契約については令和3年度当初予算の成立をもって決定することとなります。狭山市地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）における意見や、市議会において当初予算案が否決された場合には、委託契約を締結しないことがありますのでご注意ください。

また、準備期間も含め、本業務を実施するにあたり、関係法令を順守しない場合又は本業務の実施につき著しく不相当と認めた場合は、運営協議会の意見を聞いたうえで、委託候補事業者の取り消し、又は期間の満了前に契約を解除する場合があります。この場合において、委託候補事業者が支出した費用等については一切補償しません。

(1) 開設・運営：令和2年度中を開設準備期間とし、具体的な開所日等は受託事業者の選定後に調整いたします。

※開設準備期間に発生した費用は受託者が負担するものとします。

※契約期間は単年度とし、委託業務の状況が良好かつ地域で包括の機能が十分に発揮されている場合、業務の特殊性を考慮し、更新の可能性があります。

3 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約。

4 新設するセンターの担当地区

(1) 狭山市水富地域包括支援センター

担当する生活圏域	水富圏域（上広瀬、下広瀬、広瀬台、広瀬、広瀬東、つつじ野、根岸、笹井）
高齢者人口	6, 572人（令和2年2月1日現在）
設置数	1箇所

※担当する生活圏域（日常生活圏域）の区域については、「日常生活圏域位置図」を参照ください。

5 応募要件

地域包括支援センター業務を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができ、次の要件を全て満たす事業者とします。

- (1) 担当する生活圏域に地域包括支援センターを設置することが可能である。
- (2) 介護サービス事業者として1年以上のサービス提供の実績がある。
- (3) 介護保険法第115条の22第2項各号の規定に該当しない。
- (4) 狭山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例に基づく運営が可能な法人である。
- (5) 公募申込書の受付締切日において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加資格）の規定に該当しない。
- (6) 公募申込書の受付締切日において、狭山市の一般競争入札の参加停止または指名競争入札の指名停止等の措置を受けていない法人である。
- (7) 公募申込書の締切日において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続き開始の申し立て又は、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申し立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続き開始の決定を受けた者又は、民事再生法に基づく再生計画許可の決定を受けた場合は、この限りではない。
- (8) 狭山市暴力団排除条例（平成24年10月4日第22号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体ではない。
- (9) 事業者が納税義務を有する税金を滞納していない。

6 選考の除外

応募法人が応募受付の締切日から選定の日までの間に、次のいずれかに該当した場合は、選考の対象から除外します。

- (1) 応募資格の要件を満たしていないことが判明した場合。
- (2) 応募の採否の働きかけを行うなどの目的で、応募者又は関係者が、直接又は間接に担当職員等に接触した事実が認められた場合。

7 委託業務の内容

- (1) 開設準備期間の主な業務としては、次の項目を行うこととします。詳細については、市と受託者が協議の上、進めることとします。
 1. 地域包括支援センター事務所の設置、備品等の準備。
 2. 柏原・水富地域包括支援センターからの担当地区における関わりのある高齢者（要支援認定を有する者等）に関する情報の引継ぎ及び該当者への訪問等（柏原・水富地域包括支援センターと連携して行う）。
 3. 自治会長、民生委員等、地域住民への周知。
 4. その他の広報活動。

- (2) 開設・運営にあたっては、介護保険法第115条の45第1項第2号及び同法第115条の45第2項各号に規定する事業、並びに施行規則第140条の64に規定する事業にかかる業務（以下「本業務」という。）とします。
- (3) 本業務の詳細については、「狭山市地域支援事業（包括的支援事業等）委託業務仕様書」のとおりとします。ただし、仕様書の内容は令和2年度における地域包括支援センターへの委託内容に基づくものであり、今後の国の制度改正や第8期狭山市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定内容等により変更となる場合があります。

8 設備体制等

- (1) 事務所は概ね担当圏域の中央に位置する場所に設置する。
- (2) 事務所には事務室及び運営に必要な相談室、書類保管庫を設ける。なお、相談室は、相談者のプライバシーが確保されるよう別室又は別のスペースとする。また、書類保管にあたっては、個人情報適切に管理できるよう十分なセキュリティを確保する。
- (3) 地域包括支援センター専用の電話回線を開設する。
- (4) 専用のパソコンを1台以上常備し、インターネットへの接続・メール使用が可能な環境を整備する。
- (5) 地域包括支援センターの業務システムは(4)で敷設する回線とは別に市が独自回線を整備し機器貸与するものを使用する。

9 運営財源等

- (1) 業務委託料（1年度当たり）
2,500万円程度
※業務委託料には人件費、光熱水費、地域包括支援センター運営に要する全ての費用を含みます。
- (2) 指定介護予防支援業務にかかる介護予防サービス計画書（介護報酬）
介護予防サービス計画費に係る利用者は、指定介護予防支援事業に係る指定基準に違反しない範囲とします。
また、他の指定介護予防支援事業者への再委託にあたっての委託料は、包括が受け取る件数に応じた介護報酬から一定の事務経費等を除いた額とします。

10 受託事業者の選定

- (1) 受託事業者の決定方法は、プロポーザル選定ヒアリングにより、審議を経て決定します。なお、応募がない場合及び予定事業者が決定しない場合は、再度募集を行うことがあります。

【日時】 締切後、概ね1カ月以内に実施（応募した事業者に対し実施日を通知します）

【場所】 狭山市役所内会議室

- (2) 選定結果の通知は応募したすべての事業者に対し、書面により通知します。
- (3) 受託事業者決定後、決定した受託事業者をホームページで公表します。

11 応募手続

(1) 応募書類受付

土・日・祝日を除き市役所の開庁時間内で随時受け付けます。

※午前8時30分～午後5時15分まで（正午から午後1時までを除く）

※締切日は決まり次第このホームページ内に掲載いたします。

(2) 応募書類提出先

狭山市役所 長寿安心課 介護事業担当

(3) 提出書類

1. 狭山市地域包括支援センター選定申請書 (様式1)
2. 狭山市地域包括支援センター事業実施提案書 (様式2)
3. 法人概要及び添付資料 (様式3)
 - ア 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
 - イ 法人の登記事項証明書（応募提出日前3カ月以内に発行されたもの）
 - ウ 役員名簿及び履歴書
 - エ 当該年度の収支予算書及び事業計画書
 - オ 直近過去2事業年度の財産目録、貸借対照表、収支決算書、損益計算書、事業報告書
 - カ 当該法人の直近2年分の以下に掲げる納税証明書
「法人税、消費税、地方消費税、法人事業税」
 - キ 所轄官庁による監査結果通知書及び改善報告書の写し（直近のもの）
 - ク 設立趣旨、団体概要がわかる書類、事業内容のパンフレット等

(4) 提出部数及び留意事項

1. 正本1部、副本9部とします。なお、提出書類は返却しません。
2. 提出書類は、A4版縦型左綴じを原則として、インデックスを付けてください。
3. 提出書類は、持参してください。（事前に電話にて、応募申込日をご連絡願います。）
郵送、メール便、電子メール等による応募は受け付けません。
4. 提出時に受付印を押印した応募申込書の写しを交付します。なお、受付後の内容の変更（軽微なものは除く、）は一切認めません。
5. 提出書類等に虚偽の記載があった場合は失格とします。
6. 応募にかかる費用は、すべて応募事業者の負担とします。
7. 他の応募事業者の計画内容についての問い合わせには、一切応じません。
8. 応募受付後に辞退する場合には、応募取り下げ書（任意様式）を提出してください。
応募辞退後は、いかなる理由があっても募集期間内の再応募は認めません。

12 質問の受付

「狭山市地域包括支援センター業務委託に関する質問票（様式4）」をダウンロードし、下記のFAX又はメールアドレスに送信してください。

質問の受付は応募締切日をもって終了とさせていただきます。

また、質問内容が審査に著しく支障をきたす場合は回答しない場合があります。

【F A X】04-2969-5735 【E-mail】choju-ansin@city.sayama.saitama.jp

13 問い合わせ先

狭山市長寿健康部長寿安心課介護事業担当 小林 北山

TEL:04-2953-1111 内線 1553・1554 FAX:04-2969-5735

E-mail:choju-ansin@city.sayama.saitama.jp